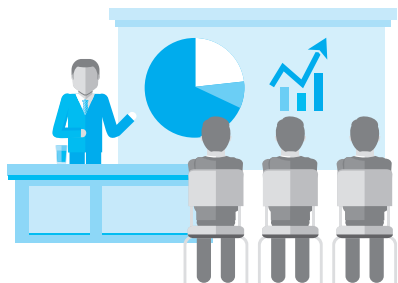


会議報告



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告

2016年9月20日～23日

カナダ・トロントにて

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／
公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
収益及び非交換費用	CPの草稿案を検討	CPの構成案、強制可能性に関する論点を検討 CP草稿の各章を検討
金融商品：IPSAS第28号から第30号の更新	2015年12月にプロジェクト概要を承認 2016年6月に教育セッションを実施	分類、測定、減損、証券化等の論点について検討
遺産（旧 文化遺産）	2015年6月にプロジェクト概要を承認 CP草稿の各章を検討	CP草稿の各章を検討
社会給付	CP『社会給付の認識及び測定』を2015年7月に公表 債務発生事象アプローチと保険アプローチを引き続き検討することを決定	プロジェクトの範囲を検討 債務発生事象について検討 表示及び開示の方向性について検討
リース	2016年6月にプロジェクト概要を承認	貸手と借手の処理に対称性を持たせる
公的部門の結合	ED第60号『公的部門の結合』を2016年1月に公表	EDに寄せられたコメントを検討
現金主義IPSAS	ED第61号『現金主義会計による財務報告（現金主義IPSAS）の修正』を2016年1月に公表	今回は議論されていない
公的部門特有の金融商品	CP『公的部門特有の金融商品』を2016年7月に公表	今回は議論されていない
排出権取引（ETS）	ETSの公共政策目的等に関する「背景文書」を、スタッフ文書として公表することを支持	プロジェクト休止

（略語の説明）

IPSAS (International Public Sector Accounting Standard): 国際公会計基準

ED (Exposure Draft): 公開草案

CP (Consultation Paper): コンサルテーション・ペーパー

I 今回の会議の概要

2016年第3回目の国際公会計基準審議会(IPSASB)の会議は、2016年9月20日から23日までの4日間にわたり、カナダのトロントで開催された。

今回は15名のメンバーに、テクニカル・アドバイザー、オブザーバー、事務局の総勢42名が参加した。

メンバーの出身国は、イギリス、南アフリカ、カナダ2名、オーストラリア、フランス、アメリカ、ドイツ、日本、パナマ、ブラジル、ニュージーランド、オーストリア、ルーマニア、スイス、パキスタン、中国となっている。今回は、ルーマニアと中国の2名が欠席した。

今回の会議では、承認された文書はなかった。

次回の会議は、2016年12月6日から4日間にわたって、南アフリカのステレンボッシュで開催される予定である。

II 収益及び非交換費用

策定中の共通CPでは、IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の影響をはじめ、収益と非交換費用の認識・測定に関する論点を幅広く取り上げている。CPは、次回の12月会議で承認予定である。

今回の会議では、CPの構成案について、取引の分類に関する章を追加することを決定した。公的部門の履行義務の説明文における「強制可能性(enforceability)」の用語の意味について議論した。上記に加えて、CP草稿の各章をそれぞれレビューした。

III 遺産(旧 文化遺産)

遺産は現行のIPSASでは認識を要求されていないが、各国で実務が不統一であることから、公的部門特有の論点として基準設定に向けた要望が強い。策定中のCPでは、対象範囲となる遺産、遺産資産の認識及び測定、遺産関連の債務、遺産関連情報の表示などの論点を示す予定である。CPは、次回の12月会議で承認予定である。

今回の会議では、CP草稿の各章をそれぞれレビューした。

IV 社会給付

社会給付については現行IPSASでは明確な扱いを定めておらず、各国の実務が不統一であることから、公的部門特有の論点として基準設定に向けた要望が強い。

今回の会議では、2015年7月に公表されたCPに寄せられたコメントを全般的に検討し、プロジェクトの範囲の明確化に向けた議論や、CPで提案した債務発生事象の絞込み作業等を行った。

V リース

本プロジェクトでは、IFRS第16号『リース』とIPSASとのコンバージェンスを維持するために、現行IPSASを修正することを目指している。

今回の会議では、使用权モデルを前提としつつ、貸手と借手のリース取引の会計処理を対称的なものとすることを決定した(IFRSでは貸手と借手が非対称である。)

VI 公的部門の結合

本プロジェクトでは、公的部門の結合に関する基準を定めることを目指している。現行IPSASにはかかる基準が含まれておらず、公的部門特有の論点として基準設定に向けた要望が強い。次回の12月会議で、新IPSASとして承認される予定である。

今回の会議では、2016年1月に公表されたEDに寄せられたコメントについて分析し、議論した。

プロジェクトの範囲と、結合の分類に関する「反証可能な推定」の考え方は、おおむね公開草案の提案どおりとする(若干の補足説明を追加する。)

統合の会計については、比較情報の表示を認めるが、強制はしないことを決めた。

統合における純資産・持分は全額、残余金額として認識する。残余金額が純資産・持分のどの構成要素になるのかは、基準では定めず、財務諸表作成者の判断に委ねる。

取得については、IFRS第3号の取得法会計をおおむね適用することとした。

VII IPSASBのガバナンス

IPSASBの要綱(ToR)が、2016年9月の国際会計士連盟

(IFAC)理事会で承認された。

諮問助言グループ(CAG)は、委員枠を拡大し、議員を含める方向で調整中である。次回のCAGは、2016年12月のIPSASB会議の前日(12月5日)を予定している。